

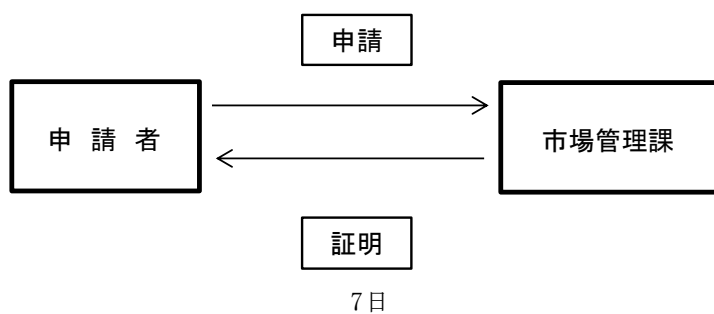
## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 27

処 分 名	受託物品の検査	
処 分 の 概 要	受託物品の検査を行い、検査結果を証明する。	
根 拠 法 令 名	松山市公設花き地方卸売市場業務条例(平成22年条例第14号)	
条 項	第47条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		7日
標 準 処 理 期 間	計	7日
審 査 基 準		
未設定		
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市公設花き地方卸売市場業務条例 (販売前における受託物品の検収)</p> <p>第47条 卸売業者又は卸売業者から物品の検収の委託を受けた者は、受託物品の受領に当たっては、受託物品の種類、数量、等級、鮮度、品質等について検収を確実にを行い、異状を認めるときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。</p> <p>松山市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則 (販売前における受託物品の検査等)</p> <p>第50条 条例第47条第1項の確認は、卸売業者又は卸売業者から検収の委託を受けた者が立会いの上、受託物品の容器の完否、荷造りの状態、品種、数量、等級、品質等について行うものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。